

後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ:住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎ 991-1884

■補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

■入院したとき(食事代)

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、残りを後期高齢者医療制度において負担します。

■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額を給付します。

※平成30年8月診療分から高額療養費の上限額が変更になります。詳しくは、6ページ上段の「国民健康保険加入者の皆さんへ」をご覧ください。

■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

※平成30年8月診療分から自己負担限度額が下表のとおり変更になります。

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	2,120,000円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	1,410,000円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	670,000円
一般 課税所得 145万円未満の方	560,000円
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯	310,000円
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	190,000円

注)1年間とは、毎年8月1日から翌年7月31日までとなります。

■被保険者が亡くなられたとき(葬祭費)

葬祭を行なった方に5万円を給付します。

農薬は適正に使用しましょう

問合せ:環境経済課 農政担当 ☎ 991-1853
埼玉県農林部農産物安全課 ☎ 048-830-4053

【農薬を使用するとき】

- ・ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。
- ・散布量は最低限にし、できるだけ剪定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。
- ・農薬を散布する前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに風向きなどに十分注意してください。

【農薬を廃棄するとき】

- ・専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。

町長コラム

「ありがとう」の再確認を！



鈴木 勝

皆さんはトイレを利用する際、トイレトーパーを取り替えるタイミングであつたら、どのように心が感じますか。アンラッキーと思いますか。ラッキーと思いますか。私は、滅多にないタイミングにめぐり会えたこと、次の人が気持ちよく利用することができること。利他の為に働いた事に感謝して取り替えます。「ありがとう」の気持ちでいっぱいになります。

「ありがとう」という言葉の語源は「有難い事が連続して起きること」であると辞書に書かれています。車を運転される方は朝家を出て、いくつもの交差点を通り、無事帰路につき1日が終わります。そ

のいくつもの交差点に人や自転車が100%飛び出さないという保証はありません。無事に一日が終わった事だけでも「ありがとう」です。

夏休みに入り、小中学生の皆さんはいかがお過ごしですか。夏休みは、普段皆さんが学校へ行っている間、家族の方がどのように皆さんをサポートしているかを感じることでできるチャンスでもあります。今皆さんが元気に過ごしているのも、家族のサポートがなければ「有ることが難しいもの」です。小さな有難いことを見つけて、家族に「ありがとう」と声をかけるのも、夏休みの良い思い出になると思います。

振り込み詐欺発生ゼロ継続日数800日達成!

松伏町は7月4日で800日を達成しました。これからも地域力を高め、「コミュニケーション」を活性化させて、継続日数を更新させましょう!